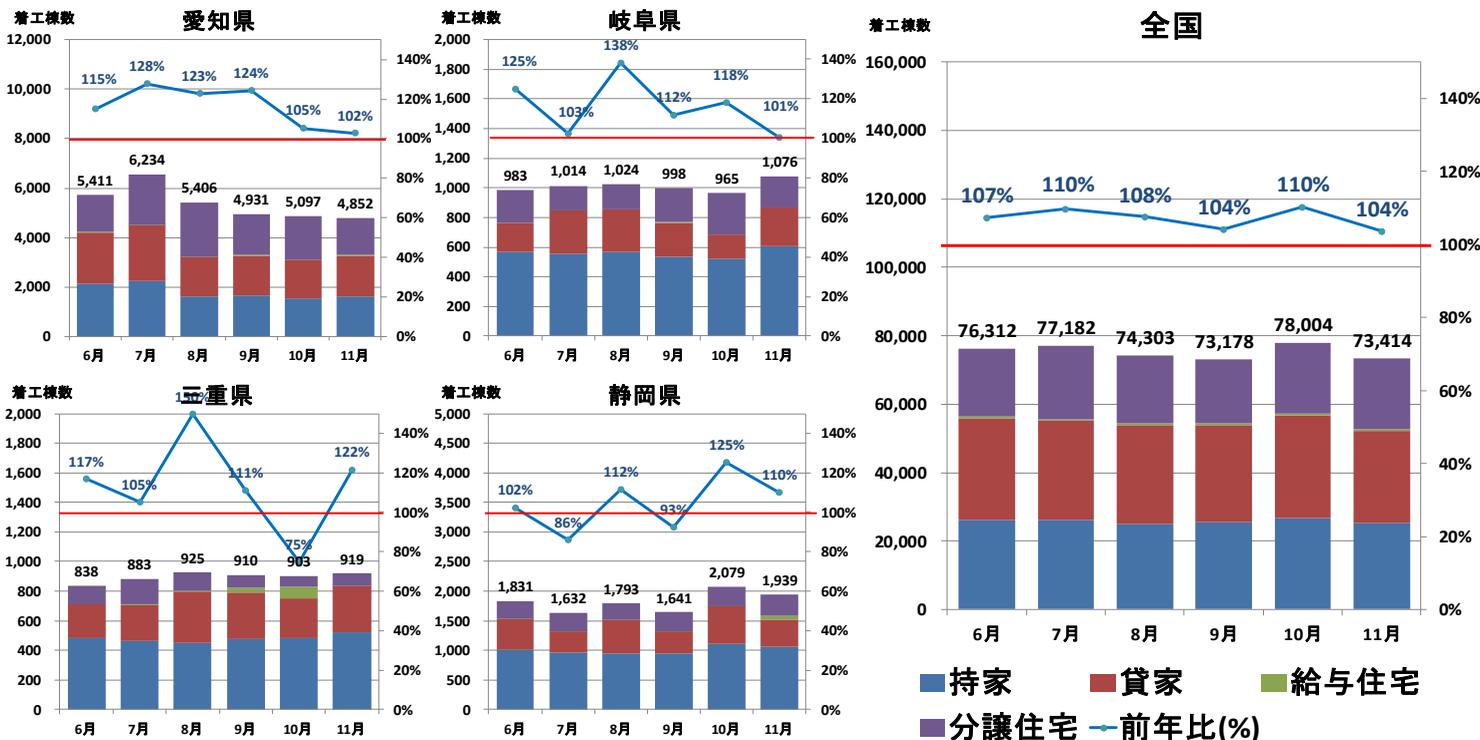


東海4県の着工推移



出典:着工データ 国土交通省

「子育て支援型共同住宅推進事業」の募集を開始

国土交通省は、共同住宅(分譲マンション及び賃貸住宅)を対象に、事故防止や防犯対策などの子どもの安全・安心に資する住宅の新築・改修の取り組みや、子育て期の親同士の交流機会の創出に資する居住者間のつながりや交流を生み出す取り組みに対する支援制度を創設しました。

1. 子育て支援型共同住宅推進事業の概要

- (1)子どもの安全確保に資する設備の設置に対する補助 転落防止の手すり等の設置や防犯性の高い玄関ドア等の設置など、住宅内での事故防止や不審者の侵入防止などを目的とした**子どもの安全確保に資する設備の設置に対して支援**。
- (2)居住者等による交流を促す施設の設置に対する補助 多目的室(キッズルーム・集会室)の設置やプレイロット(遊具・水遊び場・砂場)の設置など、**居住者間や地域との交流を促す施設の設置に対して支援**。

2. 応募期間 令和4年1月20日(木)～令和4年5月31日(火)

詳細は【事務局】子育て支援型共同住宅推進事業事務局URLでご確認ください。

: <https://www.vmi.co.jp/jpn/consulting/seminar/2022/R3house.html>

住宅ローン減税 控除率0.7%、控除期間13年に

令和4年度税制改正の大綱において、住宅ローン減税の延長等が盛り込まれました。環境性能等に応じた上乗せ措置等が新設されます。

2021年で適用期限切れを迎える住宅ローン減税は、適用期限を4年間延長(25年)とした上で、**控除率は現行の1%から0.7%へと引き下げられます**。新築住宅の控除期間は、**10年から13年へ延長**。長期優良住宅・低炭素住宅、ZEH水準省エネ住宅など、環境性能や省エネ性能が高い住宅について、控除限度額を上乗せ。**長期優良住宅・低炭素住宅は5,000万円、ZEH水準省エネ住宅は4,500万円、省エネ基準適合住宅は4,000万円**。適用対象者の所得要件は3,000万円から2,000万円へと引き下げられます。

控除率		一律0.7%	<入居年>	2022(R4)年	2023(R5)年	2024(R6)年	2025(R7)年
借入限度額	新築住宅・買取再販	長期優良住宅・低炭素住宅		5,000万円		4,500万円	
		ZEH水準省エネ住宅		4,500万円		3,500万円	
		省エネ基準適合住宅		4,000万円		3,000万円	
		その他の住宅		3,000万円		0円 (2023年までに新築の建築確認：2,000万円)	
	既存住宅	長期優良住宅・低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅		3,000万円			
		その他の住宅		2,000万円			
控除期間	新築住宅・買取再販	13年(「その他の住宅」は、2024年以降の入居の場合、10年)					
	既存住宅	10年					
所得要件		2,000万円					
床面積要件		50㎡(新築の場合、2023年までに建築確認：40㎡(所得要件：1,000万円))					

※既存住宅の築年数要件(耐火住宅25年以内、非耐火住宅20年以内)については、「昭和57年以降に建築された住宅」(新耐震基準適合住宅)に緩和。

住宅取得等資金に係る贈与税非課税措置

- 受贈に係る適用期限を2年間(令和4年～5年)延長。
- 非課税限度額は、良質な住宅は1,000万円、その他の住宅は500万円。
- 既存住宅の築年数要件について、住宅ローン減税と同様に緩和。

新築住宅に係る固定資産税の減額措置

- 適用期限を2年間(令和4年度～令和5年度)延長。
- 土砂災害特別警戒区域等の区域内で、都市再生特別措置法に基づく市町村長による適正な立地を促すための勧告に従わないで建設された一定の住宅を適用対象から除外。